

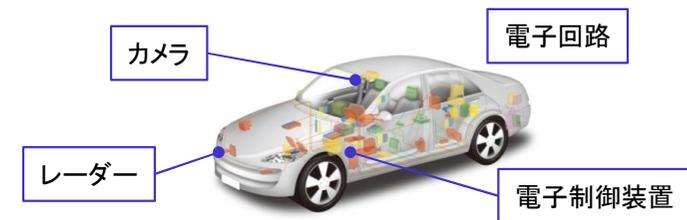
「整備マニュアル」、「純正スキャンツール」 の提供に係る対応

先進技術の点検整備に必要な3要素

第31回検討会資料3より再掲

- 自動ブレーキ等の先進技術は、電子的に制御されているため、認証工場が一般的に有する設備や知識・技能のみでは故障の箇所や内容を特定できず、適切に整備できない。
- 先進技術の点検整備のためには、①自動車メーカーが定める「整備マニュアル」、②外部から電子制御の状態を読み取るための「スキャンツール」、③整備要領書を理解してスキャンツールを使いこなす自動車整備士が必要。
- 自動車メーカーは、系列ディーラーに「整備マニュアル」と「スキャンツール」を販売するとともに、自動車整備士に対する研修を行い、先進技術の整備を行う体制を整備。

自動ブレーキ等の先進技術は電子的に制御されている
⇒ 外観確認や、従来の測定機では故障の特定が困難



先進技術の点検整備のために必要な3要素



「整備マニュアル」、「純正スキャンツール」の提供義務

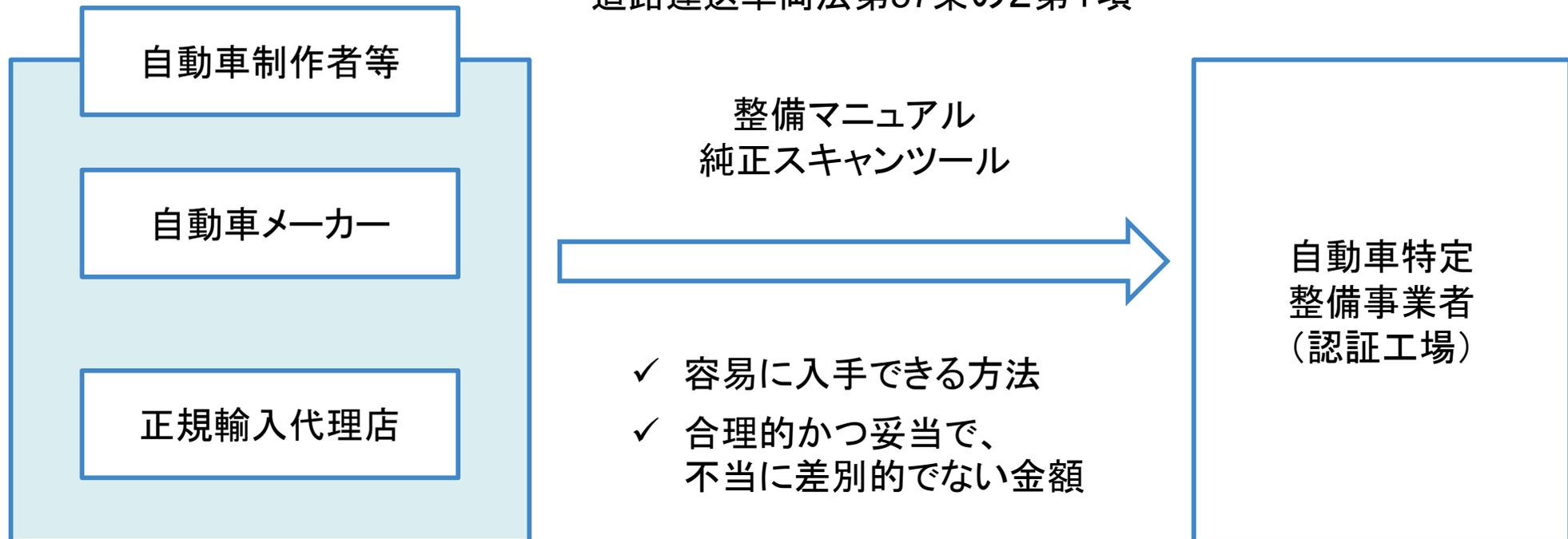
第31回検討会資料3より再掲

- 令和元年の道路運送車両法改正により、自動車製作者等(自動車メーカー、正規輸入代理店)は、自動車特定整備事業者(認証工場)等に対し、「整備マニュアル」及び「純正スキャンツール」※1を提供することが義務付けられた。
- この提供については、省令(自動車点検基準)において、以下の点が規定されている。
 - ・ 自動車特定整備事業者等が容易に入手できる方法により行うこと※2
 - ・ 有償提供も可であるが、その金額は合理的かつ妥当で、不当に差別的でないこと

※1 自動車メーカーが専業工場等に「純正スキャンツール」を提供する場合、リコール等の一部機能を制限する。これらの機能を制限されたスキャンツールを「専用スキャンツール」と称するが、本資料では、特に断りのない限り、純正スキャンツールと区別しない。

※2 少数生産車であること等により提供を受ける者が限定される場合等は、この限りでない。

道路運送車両法第57条の2第1項



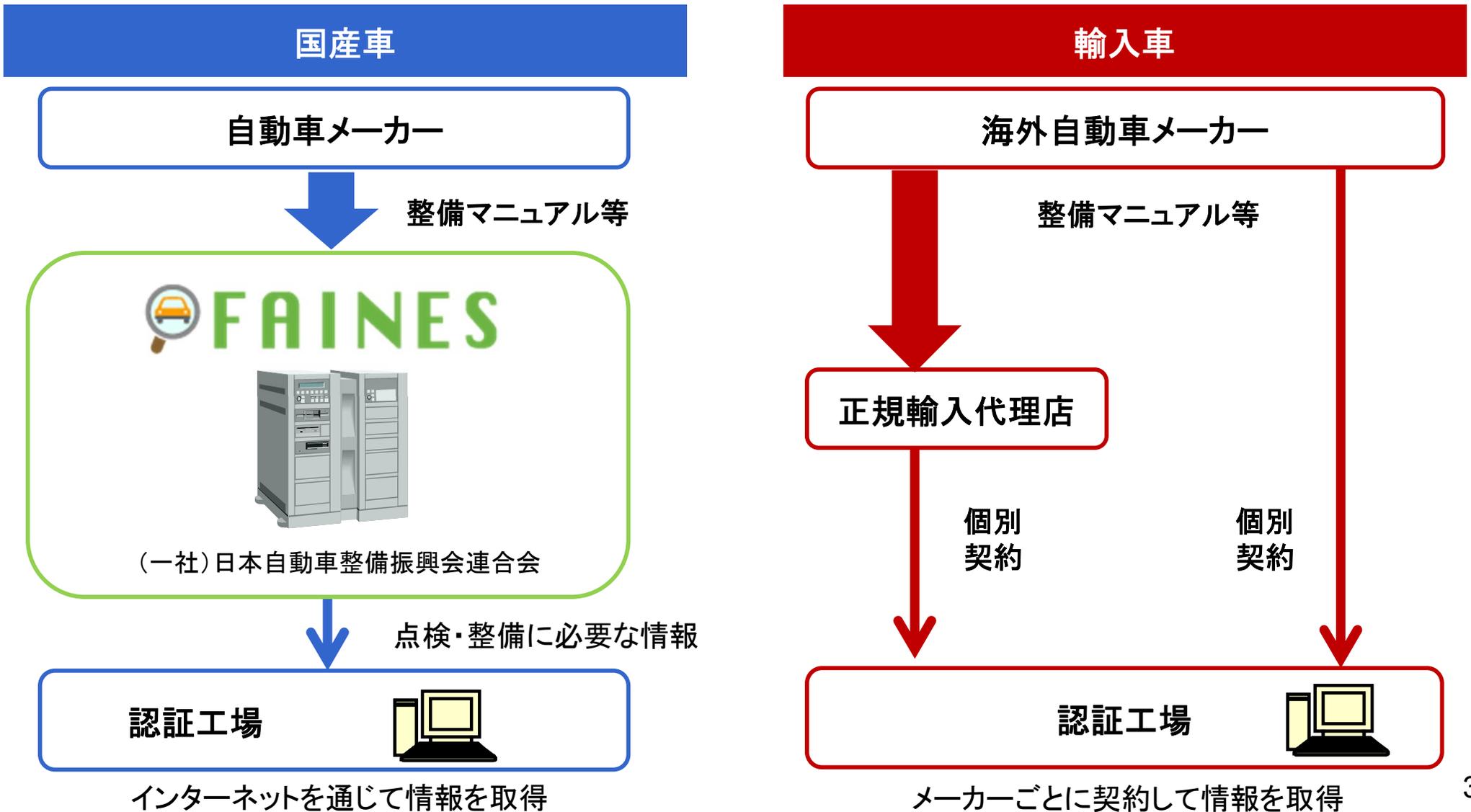
「整備マニュアル」の提供方法

第31回検討会資料3より再掲

○ 「整備マニュアル」等の提供方法は原則以下の通り

- ・ 国産車：（一社）日本自動車整備振興会連合会が管理するシステム（FAINES）を通じて提供
- ・ 輸入車： 正規輸入代理店を通じて又は海外自動車メーカーと直接、個別契約等※

※ 輸入車の整備マニュアル等の入手方法・連絡先等は、国土交通省及び日本自動車輸入組合（JAIA）のホームページに一覧掲載

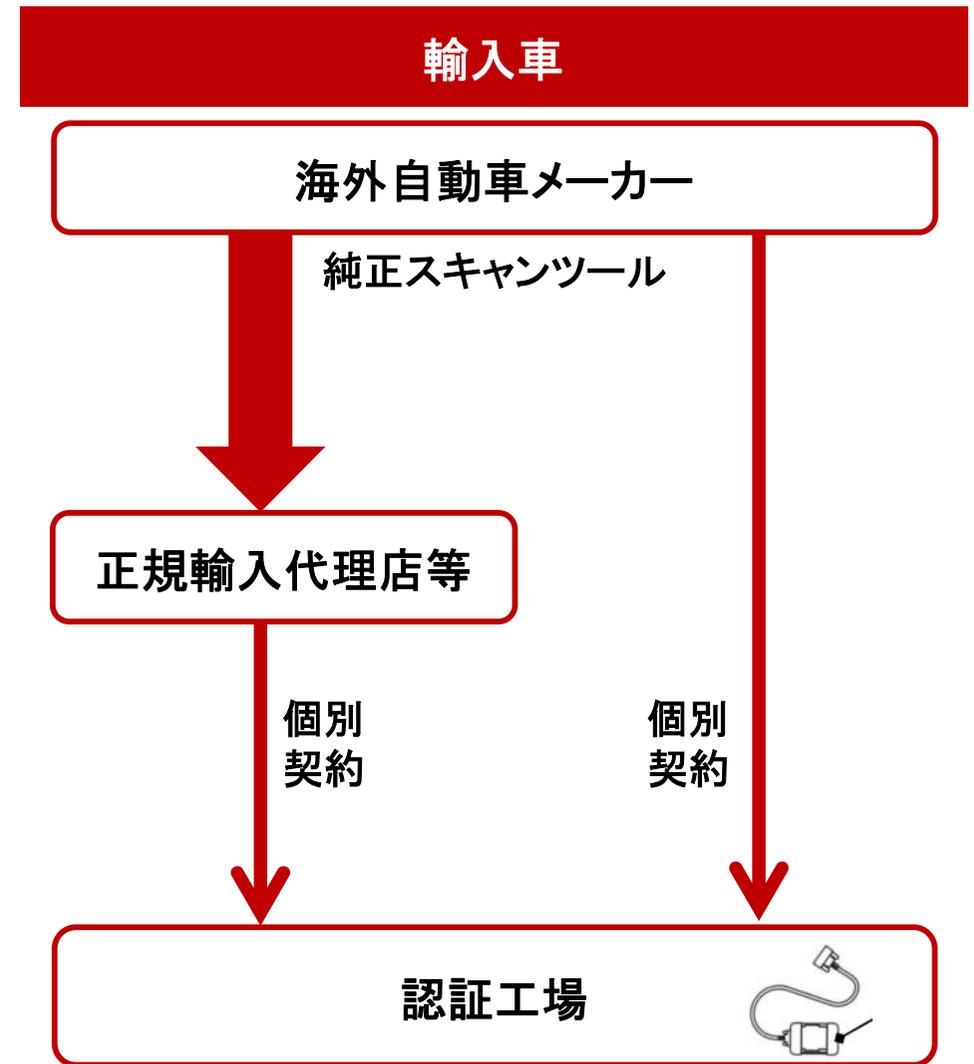
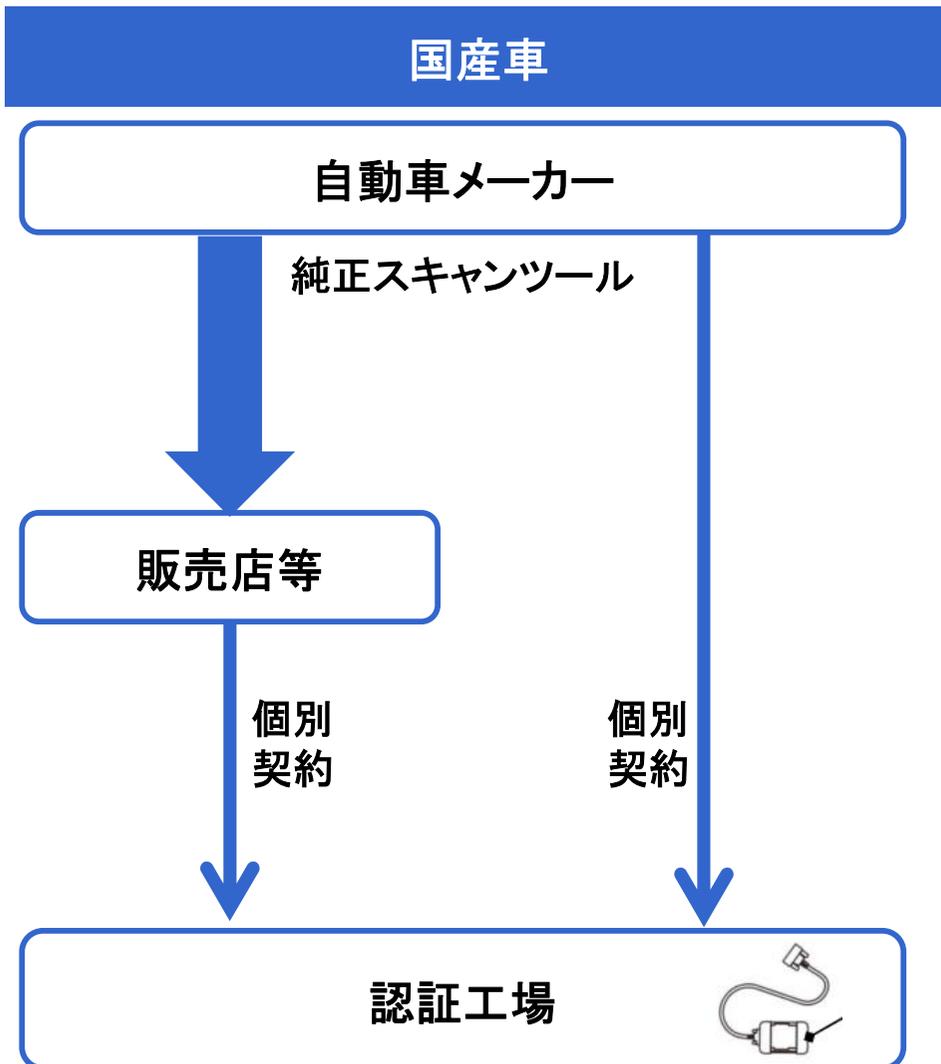


「純正スキャンツール」の提供方法

○ 「純正スキャンツール」の提供方法は原則以下の通り

- ・ 国産車： 自動車メーカー窓口や販売店窓口等を通じて個別契約
- ・ 輸入車： 正規輸入代理店等を通じて又は海外自動車メーカーと直接、個別契約等※

※ 純正スキャンツールの入手方法・連絡先等は、国土交通省ホームページに一覧掲載

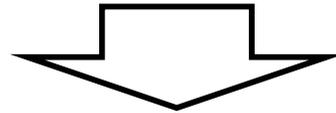


「整備マニュアル」、「純正スキャンツール」の提供に係る実態調査

○ 「整備マニュアル」、「純正スキャンツール」の提供実態について詳細な調査を実施。

(背景)

- ・ 「整備マニュアル」、「純正スキャンツール」の提供を断られた事例が報告されていた
- ・ 適切に提供されない事案やその原因は様々であるため、詳しい調査が必要



令和7年度困りごと調査

- 全国の自動車整備事業者が抱える困りごとの調査を実施 ⇒資料3で結果報告

回答期間 4. 5か月 (7/31~12/14)

回答方式 Webアンケート方式

調査対象 全国の自動車特定整備事業者

調査内容

- ・ 「整備マニュアル」、「純正スキャンツール」を入手できない
又は入手が困難であるメーカー、モデル
- ・ 入手が困難である理由
- ・ 提供を断られた具体的な相手先 など

「整備マニュアル」の提供に係る対応

○ 「整備マニュアル」に係る困りごとを踏まえ、以下の対応を行う

- ・ 国産車： FAINESを通じた提供状況を引き続き注視
- ・ 輸入車： 提供方法について更なる可視化・周知

「整備マニュアル」提供方法の更なる可視化(案)



(現在)

- ・ 日本自動車輸入組合(JAIA)ホームページに掲載
<https://www.jaia-jp.org/ja/member/obd-list/>
- ・ 手続きの流れに関する簡単な説明のみ
- ・ 「(メーカー名) 整備マニュアル」等で検索してもヒットしづらい※
※ 「(メーカー名) 点検整備情報」と検索すれば見つかることが多い



(改善案)

- ・ 各社ホームページに掲載
- ・ 手続きの流れは具体化し、分かりやすいよう適宜図を添付
- ・ 提供条件や提供価格も掲載
- ・ 検索時にヒットしやすいよう『整備マニュアル』等』を使用

●●社HP 「整備マニュアル」等の提供について (例)

①「整備マニュアル」等入手までの具体的な流れ

(操作図1)

1. ○○ページにアクセスします
2. 内容を確認し、必要情報を入力します
3. ○○をクリックします

⋮

⋮

②「整備マニュアル」等提供条件

1. 提供価格

1日	1ヶ月	1年間
▲▲円	▲▲▲円	▲▲▲円

「純正スキャンツール」の提供に係る対応

○「純正スキャンツール」に係る困りごとを踏まえ、以下の対応を行う

- 情報提供窓口を設置
- (国産車のみ)活用機会拡充に向けた取組み ⇒ 議事(2)で議論

情報提供窓口(案)

(案)

「純正スキャンツール」に関する情報提供フォーム

①情報提供者の事業者情報

- 事業者(場)の名称
- 事業者(場)の所在地

②情報提供の内容

- 自動車メーカーの名称
- 提供にあたり連絡した窓口等
- 提供を拒否された、入手が困難である内容の詳細
- 入手が困難であると考えた理由

③詳細調査にあたり必要な情報

- 詳細調査に協力可能か※
- 自動車メーカーへの事実確認にあたり事業者情報を使用してよいか
- 詳細聞き取りのための連絡先(電話番号又はメールアドレス)

※ 必ずしも詳細調査を行うものではないことに留意

等

(情報提供窓口の概要)

設置期間 4月～12月(※試行的に設置)

対象者 自動車特定整備事業者

設置方法 Webフォーム方式

周知方法 二次元コードを振興会等から配付

備考

- 提供する情報は「現在発生しているもの」に限定
- 提供された情報を踏まえ、必要に応じ、該当メーカー等を指導

参照条文

○道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（抄）

（自動車の点検及び整備に関する情報の提供）

第五十七条の二 自動車の製作を業とする者又は外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であつて当該自動車を輸入することを業とするもの（以下「自動車製作者等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、その製作する自動車²で本邦において運行されるもの又はその輸入する自動車について、第七十八条第四項に規定する自動車特定整備事業者又は当該自動車の使用者が点検及び整備（第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。次項において同じ。）をするに当たつて必要となる当該自動車の型式に固有の技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものをこれらの者に提供しなければならない。

2 （略）

○自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）（抄）

（自動車の点検及び整備に関する情報）

第七条 法第五十七条の二第一項の規定による自動車の型式に固有の技術上の情報の提供は、次に定めるところにより行うものとする。

一 （略）

二 自動車特定整備事業者又は使用者が容易に入手できる方法により行うこと。ただし、少数生産車であること等により当該提供を受ける者が限定される場合又は次項（第二号に係る部分に限る。）の規定により情報を提供する場合にあつては、この限りでない。

三・四 （略）

2 前項の規定による提供は、次のとおりとすることができる。

一 有償（合理的かつ妥当な金額であつて、不当に差別的でないものに限る。）とすること。

二 （略）

三 当該自動車の流通の状況からみて当該提供を受ける者が著しく少数となつた場合においては、当該提供を終了すること。

3 法第五十七条の二第一項の国土交通省令で定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。ただし、自動車の点検及び整備の目的以外の目的で使用されることにより、当該自動車について保安上及び公害防止上支障があるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。

一・二 （略）

三 法第四十九条第二項に規定する特定整備に必要な自動車の構造及び装置に関する情報、点検及び整備の実施の方法に関する情報並びに作業機械の情報

四 （略）